

障害程度区分のチェック項目に係る選択肢の判断基準

(I、II及びIIIの下線部分が追加・修正部分)

I. 判断基準の構成

判断基準の構成は、次のとおり。

- ① 冒頭の数行は定義部分であり、その項目が何を評価するものであるかを明示。
- ② 必要に応じ、「具体的な対象例」等として、具体的な機能障害や疾病等を示している。
※ この機能障害や疾病等は、例示であることから、「具体的な対象例」で示す支援の必要性が、例示にない機能障害や疾病等により発生する場合もあると考える。そのような場合は「具体的な対象例」に該当するものとみなして取り扱うこととされたい。
- ③ 「各選択肢の基準」として、選択肢(ア)(イ)(ウ)のどれに該当するかを判断するための基準を示している。

II. チェック項目の聴き取りの際の留意点

- ① 聽き取りは、申請者本人からの聞き取りが原則である。ただし、本人からだけでは十分な聞き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者（家族のほか、施設に入所している者については施設職員を含む。）からも聞き取りを行うことが必要な場合がある。
- ② 基本的には、チェック項目の聞き取りによって把握される聞き取りの当日の状態と申請者等から聞き取った日頃の状態を総合的に勘案して判断することとする。
- ③ 聽き取り時の場面が日頃の環境と異なったり、申請者が緊張したために、申請者の聞き取りの当日の状態と日頃の状態とが異なっていると考えられる場合は、日頃の状態に基づいて判断する。
- ④ 聽き取りに当たっては、申請者の障害により日常生活を営むのに支障をきたしている状態等への理解に十分努めるとともに、申請者等のプライバシー保護や、申請者等に不愉快な思いを抱かせないよう配慮することが重要である。
- ⑤ 障害が重いためチェック項目に該当する支援が行われないと判断される場合でも、当該支援を行うことを想定した場合の支援の必要性に応じて判断する。また、施設内の慣れた環境ではできることであっても、不慣れな環境では支援が必要であると想定される場合は、その想定に基づいて判断する。

1 身体障害者更生施設支援

III. 判断基準の内容

障害程度区分のチェック項目に係る選択肢の判断基準は、以下に示すとおりである。

1 身体障害者更生施設支援

身体障害者更生施設支援に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア. 洗面、歯磨き等の整容に関する支援

[→身障療護ウに同じ。]

洗面や歯磨き等の整容に関する行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ、上肢の機能障害や内部障害等により、洗顔や歯磨き等の何らかの行為について介助を必要とする。
- ② 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、整容に関する行為に係る習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。
または、見守りや確認を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

イ. 屋内での移動の介助

[→身障入所授産イ、身障通所授産アに同じ。]

屋内の移動について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ等により、車いす（電動・手動を問わない。）や杖等の補装具を用いて、自ら屋内を移動することが困難であり、介助を必要とする。
- ② 四肢まひ、脳性まひ等により、ベッドから車いす等、車いす等からベッドへの移乗に支援を必要とする。
- ③ 視覚障害により、視覚的な安全確保等に制限があり、支援を必要とする。
- ④ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的の場所までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や常に見守りを必要とする。（①立位歩行、車いす歩行を含め、廊下の手すり等を利用して移動は可能であるが、著しく歩行速度が遅かったり、ちょっとした衝撃でも転ぶ危険がある、②電動車いすを利用しているが操作が不安定で、物や人に当たってしまうことがある、等を含める。）

- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ウ. 屋外での移動の介助

[→身障療護力、身障入所授産ウ、身障通所授産イに同じ。]

屋外の移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 車いす（電動・手動を問わない。）等を利用しているため、あるいは視覚障害等により、砂利道・階段・スロープ、人ごみ、昼間と夜間といった環境の変化や、交通機関の利用等の条件を含めて制限があり、支援を必要とする。
- ② 長期（おおむね5年以上）の人工透析、呼吸器や心臓機能の障害等による体力の低下や息切れ等により階段・スロープ等の移動が困難であり支援を必要とする。
- ③ 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的地までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。
または見守りや確認を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

エ. 入浴の介助又は入浴中の見守り

[→身障療護シ、身障入所授産キに同じ。]

入浴の介助または入浴中の見守りを必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 遅延性意識障害、四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の機能障害により、洗身・洗髪、浴槽への出入り等入浴行為に介助等の支援を必要とする。
- ② 内部障害により入浴中の酸素吸入等を管理する等の支援を必要とする。
- ③ てんかん、脳血管障害、心臓疾患等により、まひや痙攣発作等があるため、転倒や浴槽で溺れることを防止するための見守りを必要とする。
- ④ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、入浴に関する習慣や方法が習得されていない等のため、見守り等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的に介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助または見守りを必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

1 身体障害者更生施設支援

オ. 通院に関する援助

腎機能障害や呼吸器障害等の内部障害により定期的な受診を必要としたり、または、てんかん等の発作を起こす危険があるため、通院支援を必要としているかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 常に支援が必要：通院に際してはほぼ毎回付き添い等の支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：通院に際してはときどき付き添う等の支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

カ. 医療処置、受診等に関する援助（通院に関する援助を除く。）

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害により、インスリンの自己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的な医療処置を必要とする。（他の内部障害があり、日常的な医療処置を必要とする者を含む。）
- ② 視覚障害、聴覚・言語障害を持つ者、知的障害を併せ持つ者が、一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する範囲を除く。）を必要とする。
- ③ 知的障害、てんかん、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しがないよう服薬管理を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

キ. 医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援

[→身障療護セ、身障入所授産ケ、身障通所授産カに同じ。]

医師等からの診断結果等についての説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 全盲や強度の弱視、知的障害等により、病名や薬の処方等の文字を確認することに制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。
- ② 手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。
- ③ 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：説明を受ける際は、生活支援員等が上記対象例の①、②または③の支援を行うことが必要である。
- (イ) 部分的な支援が必要：言葉や文字の利用に制限はないものの、説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ク. 健康管理に関する支援

[→身障療護ソ、身障入所授産コ、身障通所授産キ、知障入所更生コ、知障通所更生オ、知障入所授産キ、知障通所授産オ、知障通勤寮ウに同じ。]

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす、または慢性疾患がある等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。
- ② 糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週のうち半分以上の日数について必要とする。

(イ) ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週1日以上必要とする。

(ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ケ. 金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援

[→身障入所授産サに同じ。]

金銭管理や身の回り品等の管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。
- ② 四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等により、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。
- ③ 四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害、内部障害等により、自ら衣類や身の回り品等を整理し、管理することに制限があり、支援を必要とする。
- ④ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、衣類や身の回り品を整理する習慣や方法が習得されていない等のため、後片付けや整理整頓に関する支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為にほぼ全面的な支援を必要とする。あるいは、上記③または④の対象例のような状態であり、日常的に支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。または

1 身体障害者更生施設支援

上記②の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。あるいは、上記③または④の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。

- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

コ. 集団生活等における不適応行動に関する支援

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つために、

- ① 突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、
 - ② 特定の物や行為に強いこだわりを示す、
 - ③ 環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、といった行動上の不安定さや、
 - ④ 他者とトラブルを起こしたり、暴力に及ぶ、
- といった行為があるために支援を必要とするかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 每日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

サ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

[→身障療護ナ、身障入所授産セ、身障通所授産サ、知障入所更生ツ、知障通所更生サ、知障入所授産ス、知障通所授産サ、知障通勤寮クに同じ。]

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要であるかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。
(聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (イ) 支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談を必要とする。
(聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

シ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援

[→身障入所授産ソ、身障通所授産シに同じ。]

外出や余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。なお、本項目でいう支援には、移動の介助は含まない。

具体的な対象例としては、

- ① 公共交通機関や商店等の利用方法を理解していないために付き添い等の支援を必要とする。
- ② 地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。

③ 地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行えず、付き添い等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。(聴き取りの際には、現在外出や何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないが、行うことを想定したときにはほぼ毎回付き添ってもらう等の支援を必要とするのであれば、あるいは、行っているがほぼ毎回付き添ってもらう等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、支援を必要とする。(聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について、支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ス. 訓練のための動機付け及び訓練内容の理解に関する支援

訓練のための動機付けや内容の理解に関する支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① どのように自立を果たすのかといったことに自分なりの考えをもっていない。
- ② 訓練の動機付けや実施する作業の意義・目的について、自分なりの意見や考え方を持っていない。
- ③ 訓練内容や手順を自分なりの表現で説明できない。
- ④ 訓練内容を数回聞いた程度では、同じ訓練をする他の者と同様に訓練をすることができない。

(聴き取りの際には、「更生施設に入りたい」あるいは「更生施設で訓練を続けたい」という程度の漠然とした入所理由しか持っていないといった状況にあるかどうか、または、訓練を自分なりの表現で説明できるかどうかで判断する。(ただし、新規申請者については、「訓練」を、掃除や洗濯等の日常生活関連行為に置き換える。))

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、上記対象例で示すような状態である。
- (イ) 部分的な支援が必要：(ア)で挙げた障害を併せ持っていないが、上記対象例で示すような状態である。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

セ. 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援

[→身障療護ヌ、身障入所授産ツ、身障通所授産ソ、知障入所更生ニ、知障通所更生ソ、知障入所授産ツ、知障通所授産ソ、知障通勤寮サに同じ。]

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為（例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等）を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

1 身体障害者更生施設支援

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為のほとんどの習得について、支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ソ. 訓練のための送迎及び移動に関する支援

訓練のための送迎や移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 車いす（電動を含む。）、杖等による移動を行っている。
- ② 視覚障害のため安全に歩行をすることが困難である。
- ③ 内部障害により、歩行が困難であり、付き添い等の介助を必要とする。
- ④ 認知・記憶・注意等の障害や知的障害等を併せ持つため、訓練のために使う場所への道順を覚えられない。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であって、移動にあたっては、マンツーマンの介助を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であって、移動にあたっては一部介助を必要とする、あるいは、道を間違えたり、転倒の危険がある等のため見守りを必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

タ. 訓練の準備及び後片付けに関する支援

訓練の準備と後片付けに関し、自ら行うことに制限があり、支援を必要とするかどうかを判断する。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の準備と後片付けについての現在の状況で判断する。）

具体的な対象例としては、

- ① 重い道具を持つことができないことに加え、訓練で汚したり散らかした箇所の掃除を自ら行うことができず、これらの行為について介助を要する。
- ② 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、繰り返し説明しても道具の設置・収納場所を理解できず、準備や後片付けに支援や介助を要する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：準備や後片付けのほとんど全てに支援を要する。
- (イ) 部分的な支援が必要：準備や後片付けについて、一部支援を要する。あるいは、繰り返し説明しても道具の設置・収納場所を正確に理解できないが、指示等の支援をすれば準備または後片付けができる。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

チ. 車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練

〔→身障療護ネに同じ。〕

車いすの操作、歩行訓練、日常生活動作の訓練、自己導尿訓練といったリハビリテーション訓練を実施したことを想定した場合に、支援が必要かどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：これまでに日常生活の諸動作に関する訓練を受けたことがない、または半年以上の訓練経験を有するものの、訓練成果が低く、日常生活動作の多くにおいて訓練を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：受障時から現在（調査時）までに何らかの訓練を受けた経験があり、ある程度受障時よりも日常生活の諸動作が改善しており、今後も訓練を継続することで、日常生活の諸動作に一層の改善が見込まれる。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ツ. 持久力、敏しょう性の向上等の体力増強のための訓練

筋力の低下、全身の協調動作の低下、体力の低下、巧緻性の低下、関節可動域の制限等が見られることによって、体力増強の訓練を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のような制限が見られることにより、日常生活が不自由であり、体力増強訓練等を場合によってはマンツーマンで受ける必要がある。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のような制限が見られることにより、日常生活が不自由であり、体力増強訓練等を集団により受ける必要がある。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

テ. 職能訓練に係る作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援

職能訓練の遂行に関して、補助具や支援を必要とするかどうかを判断する。（ただし、本項目は、訓練の内容理解を問うものではない。）

具体的な対象例としては、

- ① 身体障害により、訓練に必要となる専門的な道具（パソコン、電動のこぎり、農機具等）を使用するために本人の状況に合わせ特別の補助具が必要である。
- ② 訓練全般について、個別の工夫や支援を行う等の手助けを必要とする。（知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つ者を含む。）

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：個別の補助具を必要とし、その補助具の使用を含めた訓練の実施や作業技術の習得を必要とすることに加え、なおかつ訓練の実施や作業の遂行のために、手助けを必要とする。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、補助具を使用していることに加え、手助けを受けている状態であれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- (イ) 部分的な支援が必要：個別の補助具を必要とし、その補助具の使用を含めた訓練の実施や作業技術の習得を必要とする。または、作業遂行のための手助けを必要とする。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、補助具を使用している、または、手助けを受けている状態であれば、本選択肢に当てはまるものと判断

1 身体障害者更生施設支援

する。)

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ト 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。）及び意思疎通の訓練

[→身障療護ノ、身障入所授産ヌ、身障通所授産トに同じ。]

視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等、各々の障害に応じたコミュニケーション手段・機器（例：点字、音声出力、印刷物の拡大、手話、指文字、意思伝達装置等）による支援を必要としているかどうか、また、コミュニケーション手段の習得について支援が必要であるかどうかを判断する。（知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。）

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記に示すような障害により、コミュニケーション支援機器の利用や手話等といった特別のコミュニケーション手段の習得について支援を要する。

（イ）部分的な支援が必要：コミュニケーション支援機器やコミュニケーション手段を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ナ 代筆、電話の仲立ち等の支援

[→身障療護ハ、身障入所授産ネ、身障通所授産ナに同じ。]

「読み」、「書き」、「会話」に制限がある（例：視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害、脳性まひ等の機能障害）、あるいは電話やFAXといった通信機器の操作に制限がある（例：上肢機能障害等）ため、代筆や電話の取次ぎ、電話の応対をする等の支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：代筆、電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：代筆、電話やFAXの使用、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて見守りや確認といった支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ニ 就労又は退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援

退所後の生活を想定した場合、障害者用住宅の確保や住宅の改造、日常生活上の様々な行為（買い物、食事、洗濯等）に対する支援の体制作りを必要とするかどうか、あるいは就労を希望している場合（福祉工場、授産施設、小規模作業所等を含む。）に、就労先の選定や就労後の連絡・調整等について支援が必要であるかどうかを判断する。（聴き取りの際には、住宅、職場環境等の改善（車いす対応等）や、特別な障害者用補助機器（音声入力装置、特殊スイッチ等）の用意が必要であるかにより判断する。）

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：四肢まひ、脳性まひ、内部障害、盲・ろう重複障害、知的障害を持つ者等であり、住宅改造や日常生活上の様々な行為について多くの支援を必要とする。あるいは、職場環境等の改善や障害者用補助機器の用意が必要である。
- (イ) 部分的な支援が必要：(ア)で挙げたような障害状況にはないが、住宅改造や日常生活上の様々な行為について支援を必要とする、あるいは職場環境等の改善や障害者用補助機器の用意が必要である。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。